

# 保 育 所 の 概 況

令和6年4月1日現在

保育所名	認定こども園 木屋瀬保育園			施設長名	光本 直美
所在地	〒 807-1261 北九州市八幡西区木屋瀬3-5-53				
電話番号	617-6852	FAX番号	618-6853	認可年月	昭和23年1月
設置主体	社会福祉法人 恵愛会		運営主体 (設置主体と異なる場合)		

建物構造	鉄筋コンクリート造 鉄骨造・木造・その他( )			3階建( 階部分)
建物延床面積	885.33 m <sup>2</sup>	屋外遊戯場面積( )	1,394.79m <sup>2</sup>	

利用定員 (利用児童数)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号定員				4 ( 1 )	3 ( 3 )	3 ( 5 )	10 ( 9 )
2号定員				10 ( 13 )	12 ( 8 )	12 ( 12 )	34 ( 33 )
3号定員	6 ( 3 )	10 ( 10 )	10 ( 12 )				26 ( 25 )
開所時間	7:00 ~ 18:00			保育短時間の 受入時間帯	9:00 ~ 17:00		
保育の提供を行わない日	日曜日・祝日・年末年始(12月29~1月3日)、夏休み(8/13~15)※1号認定こども						

職員数	17人	内訳：施設長(1人) 副園長(1人) 保育士(12人) 調理員(2人) 事務・その他(1人)
-----	-----	--

施設の目的	(保育目標) 創立80余年来の伝統を生かし、「よいこのことば」に基づいて、のびのびと健やかな子どもの育成を心掛けています。
運営の方針	「よいこのことば」 ・よいこになります (尊敬、信頼、感謝) 自分をよく見つめ、自分を活かす。 ・よいことをまもります (規律、協同、自信) 物事をやり出したら、最後までやりとげる。 ・みんななかよくします なかよく助け合っていく。
保育の方針	(保育方針) 保育を受けるお子さん1人1人をしっかり見つめて大切に育てます。人間として生きる力の基礎を培う。 (自由あそび) 集団の中でのルールや考え方、判断力を養い、保育者も自由なあそびの中で子どもと密接にふれあい、又異年齢の友達との遊びの中で、思いやりの心を培う育ち合いの場で、より理解を深めていくための時間です。 (クラス別活動) 主として、知的発育、情操教育、体力づくりを目指し、自然観察、言語、社会、健康、絵画制作、音楽リズム、行事を通じてそれぞれの育成に努めます。

1日の過ごし方	(0~2歳)												
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
	開登園	自由遊び	クラス別活動	給食	午睡				おやつ	自由遊び	降園	延長保育	閉園

	(3~5歳)	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
	開登園	(預かり保育)	自由遊び	クラス別活動		給食		午睡		おやつ	(預かり保育)	降園	延長保育	閉園

		保育所名	木屋瀬保育園
年間行事予定	4月 入園・進級式 健康診断	10月 秋の遠足、芋ほり、総合避難訓練 まち美化運動、健康診断	
	5月 花まつり、子どもお茶会 保育参加	11月 七五三参り、小学1年生交流会 お遊戯会、年長者会	
	6月 歯科検診、年長児社会見学 個人懇談会	12月 成道会、もちつき会 お楽しみ会	
	7月 七夕祭り、夏まつり、プール開き、 木屋瀬祇園祭り参加	1月 個人懇談会、保育参加 子どもお茶会	
	8月 永源寺地藏祭り	2月 節分、涅槃会、作品展 ひらがなオリエンテーション(年長児)	
	9月 運動会	3月 ひな祭り、お別れ遠足 お別れ会、卒園式	

各種保育事業の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延長保育事業の実施(18:00~19:00)</li> <li>・日曜日・祝日・年末年始(12月29~1月3日)、夏休み(8/13~15)※1号認定こども</li> <li>・地域子育て支援として、6月と12月に市民センターにて、子育て支援活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>☆老人福祉施設訪問等世代間交流事業</li> <li>☆地域における異年齢児交流事業</li> <li>☆保護者等への育児講座</li> <li>☆地域の特性に応じた保育</li> </ul> </li> <li>・障害児保育事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>☆必要に応じて専任職員を配置し、発達状況に応じた保育の実施</li> <li>☆年1~2回専門機関との連携(専門家によるアドバス)</li> </ul> </li> </ul>
-------------	---

利用の開始及び終了に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北九州市が行う利用調整により、利用者を決定します。なお、利用調整においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子から利用先が決定されます。</li> <li>●利用を終了する場合は、必ず「支給認定終了届出書(兼 保育所等退所届出書)」を提出してください。</li> </ul>
-----------------	--

実費に係る利用者負担金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本スポーツ振興センター共済掛金(年額250円)・・・万一の怪我などに備えて、共済掛金に加入するもの。</li> <li>・保護者会費(月額200円)※兄弟児は100円</li> <li>・主食費(月額2,200円、※1号認定こども月額1,800円)及び副食費(月額4,500円、※1号認定こども月額3,600円)・・・3~5歳児クラスの児童に食事を提供する費用(主食のごはん、パン等及び副食のおかず、おやつ、お茶、牛乳等)</li> <li>・延長保育利用料(月額2,500円)</li> <li>・預かり保育料・7:00~9:00(1回:200円)、預かり保育料・15:55~18:00(1回:200円)</li> </ul>
-------------	---

その他特記事項	<p>【緊急時における対応方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当園においては、園児の安全の確保を図るため、学校保健安全法第27条の規定により、学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により、危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行う。</li> <li>2 当園は、教育・保育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。</li> <li>3 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、支給認定保護者及び北九州市こども家庭局幼稚園・こども園課に連絡するとともに、必要な措置を講じる。</li> <li>4 利用子どもに対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。</li> </ol> <p>【非常災害対策】</p> <p>当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。</p> <p>【虐待の防止のための措置に関する事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備</li> <li>(2)職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止</li> <li>(3)虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施</li> <li>(4)その他虐待防止のために必要な措置</li> </ol> </li> <li>2. 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、区保健福祉課・児童相談所等適切な機関に通告する。</li> </ol> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児相談をおこなっています。(電話可) ・送迎用駐車場有(約25台分)</li> <li>・入所の際し、お父さまの急激な環境変化にともなう負担を軽減するため、ならし保育を行っています。</li> <li>・保護者会による各行事への協力をしていただいています。</li> <li>・施設見学等お気軽にお越しください。</li> </ul>
---------	--